

移動教室に係る保護者負担の軽減について

これまで移動教室において、まかない費相当分を保護者から徴収していましたが、学校給食の無償化を踏まえ、令和7年度からこれを廃止し、保護者負担の軽減を図ります。

1 廃止による効果

(1) 保護者負担の軽減

「宿で提供する食事1食500円」のまかない費相当分の徴収廃止により、次のとおり、保護者負担の軽減を図る。

なお、これまでと同様に、宿泊費、移動バス代などは、公費負担を継続することから、今後の保護者負担はおやつ代やスキーウェアレンタル代などに限られる。

移動教室名	日 程	保護者の負担減額
小学校5年生移動教室	2泊3日	3,000円
小学校6年生移動教室	2泊3日	3,000円
中学校1年生フレンドシップ	1泊2日	1,000円
中学校2年生移動教室（スキー教室）	2泊3日	3,000円

(2) 学校の事務負担の軽減

移動教室に途中参加・途中帰宅する児童・生徒もいることから、各学校において、一人ひとりの喫食数の確認及び喫食数に応じた請求・徴収や区への納付事務など業務が煩雑であった。徴収廃止に伴い、学校事務の負担軽減につなげる。

2 区歳入の減

徴収廃止に伴い、区歳入は約3,100万円減が見込まれる。